

「平岡都さん記念花壇募金」の取扱いについて

平成 22 年 10 月 8 日

1. 募金の目的

平岡都さんの御霊を慰めるとともに、彼女が抱いた「夢」を引継ぎ、一人ひとりが自らの「夢」の実現を誓うために設置した花壇「Garden of Hope」について、その趣旨に賛同していただける方に広く参加していただくとともに、花壇を永く維持していくために募金を行う。

2. 募金の方法

(1) 募金の実施者

島根県立大学及び島根県立大学学友会とし、総括担当は島根県立大学事務局総務課とする。

(2) 募金の期間

募金は、必要な時期に期間を定めて実施する。(例：海遊祭開催期間等)

(3) 募金箱の設置

募金箱の設置場所は、広く募金を働きかけることができる場所を選定し、必要数を設置する。

(4) 募金の管理

①募金は、担当者（複数）が募金箱より回収し、企画財務課に引き渡す。

②募金の保管は、専用口座を開設し企画財務課が行うものとする。

3. 募金の使途

募金は、「1. 募金の目的」に則り、花壇の維持のために使用することとし、具体的には、募金総括担当が決定する。支払は、募金管理担当が行うものとする。

4. 募金実施状況の取りまとめ・情報公開

(1) 募金期間終了後、募金の実施者は募金実施状況（募金額、使途内容、収支等）について取りまとめる。

(2) (1)により取りまとめた内容については、島根県立大学ホームページにより情報公開する。